

定 款

(2022 年 6 月 29 日改正)

株式会社 住友倉庫 定款

第1章 総 則

第1条（商 号）

当社は、株式会社住友倉庫と称し、英文では The Sumitomo Warehouse Co.,Ltd.とする。

第2条（目 的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 倉 庫 業
2. 港湾運送業
3. 陸上運送業
4. 海上運送業
5. 陸上、海上、航空運送の取扱業及び代理業
6. 陸・海・空複合運送業並びにその取扱業及び代理業
7. 通 関 業
8. コンテナなど輸送用機器及び荷役用機器の賃貸業並びにその代理業
9. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理業
10. 情報システムの企画、開発、販売及び運用管理業
11. 損害保険代理業
12. 労働者派遣業
13. 前各号に関連する一切の事業

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を大阪市に置く。

第4条（機 関）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第5条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、200,000,000 株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100 株とする。

第9条（単元未満株式の買増）

当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

第10条（株主名簿管理人）

- ① 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第11条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

第12条（招 集）

- ① 定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。
- ② 前項のほか必要あるときは、臨時株主総会を招集する。

第13条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第 14 条（招集権者及び議長）

株主総会は、社長がこれを招集し、議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当る。

第 15 条（電子提供措置等）

- ① 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 16 条（決議の要件）

- ① 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。
- ② 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当る多数をもって行なう。

第 17 条（議決権の代理行使）

- ① 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。
- ② 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役、取締役会及び執行役員

第 18 条（員 数）

当会社に取り締役 3 名以上を置く。

第 19 条（選 任）

- ① 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。
- ② 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

第20条（任 期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

第21条（代表取締役及び役付取締役）

- ① 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
- ② 取締役会は、その決議によって会長1名、社長1名、副会長若干名を選定することができる。

第22条（取締役会）

- ① 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれを招集し、その議長となる。会長が欠員又は事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当る。
- ② 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。
- ③ 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
- ④ 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第23条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下報酬等という）は、株主総会の決議によって定める。

第24条（取締役との責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令に定める金額のいずれか高い額とする。

第25条（執行役員）

- ① 取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、業務を分担して執行させることができる。
- ② 取締役会は、その決議によって役付執行役員を選定することができる。

第5章 監査役及び監査役会

第26条（員 数）

当会社に監査役3名以上を置く。

第27条（選 任）

監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

第28条（任 期）

- ① 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第29条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第30条（監査役会）

- ① 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。
- ② 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第31条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第32条（監査役との責任限定契約）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令に定める金額のいずれか高い額とする。

第6章 計 算

第33条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第34条（剰余金の配当の基準日）

- ① 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
- ② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第35条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第36条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。